

保護者として携帯電話（インターネット）の危険性を知りましょう

携帯は確かに便利です。家族の干渉を受けずに、いつでもどこでも会ったこともない人ともコミュニケーションがとれます。ゲームをしたり最新の流行やニュース、ヒット曲にもアクセスできたりします。写真、動画を使用して、ブログやプロフにより自己表現をすることもできます。しかし、ちょっとした遊びのつもりでのメールや掲示板の書き込みが犯罪を引き起こし、騙そうとする悪い大人とも簡単につながってしまう危険性もあります。

また、長崎県の高校生のいじめの内、約30%は携帯電話・パソコン等で行われていた年度もあります。

家庭ごとの携帯電話のルールについて、お子様と再度じっくり話し合ってみましょう。

親と子の認識のギャップ（H21.5 文部科学省調べ）

- ・携帯電話の使い方について家庭のルールを決めていないと答えたのは、高2の子ども54%に対し保護者は26%
- ・高2でプロフを開設したことがある者が44%であるが、わが子が開設していることを知っている保護者は17%
- ・高2では携帯電話やパソコンでのやりとりの内容を保護者に話していると答えた者が15%であるが、わが子が自分に話していると思っている保護者は31%である。

●利用する際のルールやマナーを守って、トラブルに巻き込まれない！

- ・コミュニティサイトで出会いを求める。
- ・ネットゲームはルール違反をしない。
- ・掲示板への悪質な書き込みや悪口や嫌がらせは、しない、見逃さない。
- ・知らない請求メールが届いたら慌てて支払わない。
- ・フィッシングの誘導につられない。
- ・安易にプロフ（自己紹介）を公開しない。
- ・フィルタリングをかける。



悪質なものや犯罪性のあるものは、事業者・携帯電話会社の情報を照合すれば、書き込みの個人を特定することができ、次のような罪に問われることがあります。



- 名誉棄損罪→3年以下の懲役もしくは50万以下の罰金。
- 侮辱罪→拘留（刑罰・30日未満の留置）
科料（軽い刑事罰）
- 恐喝罪→懲役10年以下、未遂も含む
- 脅迫罪→2年以下の懲役もしくは30万円以下の罰金
- わいせつ文書頒布罪→2年以下の懲役、又は250万以下の罰金もしくは科料
- 不正アクセス行為禁止法違反→1年以下の懲役、もしくは50万以下の罰金

早期発見・早期対応・機関連絡

被害にあったと思ったら、まずは連絡を！！

サイバー犯罪に関する相談窓口（長崎県警）

☎095-823-9110

警察相談ダイヤル

☎#9110

（財）日本データ通信協会「迷惑メール相談センター」

（インターネットで検索してください。）

プロバイダーに削除要請をするときは、学校の公式のアドレスが利用できます。

長崎県公立高等学校PTA連合会

健全育成委員会